

コンプライアンス

Compliance

三菱商事は、企業理念である「三綱領」に基づき、「企業行動指針」や「三菱商事役職員行動規範」をはじめとする各社内規程を制定し、全役職員の義務としてコンプライアンスを最優先に営業活動に取り組んでいます。コンプライアンス・オフィサー制度を導入し、各部門・グループにコンプライアンス・オフィサーを置いて、日常業務におけるコンプライアンスを実践しています。

毎年「三菱商事役職員行動規範」に関連した事例演習を交えたeラーニングの実施に加え、全役職員から規範遵守の誓約書を取り付けており、国内外の子会社・関連会社にも展開しています。さらに、コンプライアンス関連セミナーの実施、身近に起り得る事例を題材に職場単位で話し合うコンプライアンス・ディスカッションの実施、Q&A形式のハンドブックの配布など、各種施策を連結ベースで行っています。これにより、三菱商事全役職員はもとより、子会社・関連会社の社員一人ひとりに至るまでコンプライアンス知識と意識の浸透・徹底を図っています。また、2019年度より、チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会の委員長に加え、安全保障貿易管理委員会と貿易手続管理委員会の委員長も務め、トレード・コンプライアンスを含むコンプライアンスの一元管理を行う体制としています。

全役職員を挙げてのコンプライアンス活動は、あらゆる企業活動の前提となるものであり、連結ベースでの企業価値向上を実現するための最重要施策の一つと捉え、今後もコンプライアンス施策のさらなる充実・強化を図っていきます。

